

- (注1) 1月の申込みで「源泉徴収票」がまだ発行されていない方は「給与証明書」を提出してください。(用紙は所定のものを使用し、勤務先から前年の収入を月毎に証明を受けてください。) また、併せて証明を受けた全ての給与明細書をご持参下さい。給与明細書がそろわないときは、勤務先の貸金台帳等のコピーをご持参ください。
- (注2) 「所得証明書」の交付を受ける場合は、所得金額と扶養の状況が確認できる証明書を入居する方全員分(申込み日時時点で中学生以下の方を除く。)の交付を受けてください。
- (例) (盛岡市の場合) 「市民税・県民税課税証明書」
- ※1 他の市町村の場合、「所得証明書」と「扶養証明書」の2通になる場合があります。
 - ※2 最近転居された方は、転居前の市町村役場でなければ証明書の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

4 その他の書類

下記事項に該当する場合は、必要書類を提出してください。

事 項	必 要 書 類
婚約者と入居予定の方	「誓約書」(所定の用紙にそれぞれ自筆で記名押印し、媒酌人等の証明を受けてください。) ※同居開始後速やかに同居が確認できる住民票を提出してください。
現在賃貸住宅にお住まいの方	「賃貸借契約書」の写し
正当な理由での立ち退き請求を受けている方	「立退証明書」(所定の用紙を使用して、理由を明確に記載し、家主の自筆の証明を受けてください。)
転勤のために入居申込みされる方	「転勤証明書」又は「辞令書」の写し
寡婦(夫)の方	「戸籍謄本」(寡婦(夫)の事実確認に使用します。)
申込み家族(別居扶養親族を含む)に障害者がいる方	「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は関係機関の証明書等障害の程度が確認できるもの。
被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する方	「罹災証明書」の写し又は関係機関の証明書等
障害者で単身で入居される方	「単身入居の入居者資格認定のための申立書」(所定の用紙に記入してください。) ※申込されようとする住宅の存在する市町村の長から居住支援措置に関する証明が受けられない場合、単身での入居はできません。
DV被害者	規則に定めるDV被害者であることの婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し
犯罪被害者等	「被害者申告書」及び「警察当局に事件の処理状況を確認することについての同意書」(所定の用紙に記入してください。)

上記以外にも、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

● 入居に際しての留意事項

- ・入居するときは、敷金(家賃3ヶ月分)が必要です。
- ・連帯保証人が1人必要となります。
- ・家賃以外に次のような公益費が必要となります。
〔共同施設の電気料、水道料、浄化槽の電気代、その他の共同附設設備、共同施設使用にかかる費用〕
- ・入居の期日は、原則として住宅を管理する地区の広域振興局長又は地方振興局長が入居を許可した日から10日以内となります。